

議長定例記者会見 会見録

日時：平成 19 年 11 月 1 日 10 時 30 分～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・「会期等の見直しについての中間案」に対するパブリックコメントについて
- ・「みえ県議会出前講座」の実施について

(議長)おはようございます。今日は2件ほど、こちらから発表事項がございます。まず1つは、「会期等の見直しについての中間案」に対する県民のパブリックコメント募集について、でございます。三重県議会では、政策形成につながる「議員間討議」や委員会の開催、あるいは参考人の招致、学識経験者の意見聴取等々、議会の機能を強化するために、議会改革推進会議にプロジェクトチームを設けまして、定例会の回数や会期日数等の見直しについて検討を重ねてまいりました。このたび中間案を策定いたしましたところでございます。今後、この中間案に対する県民の皆さまからのご意見も参考としながら、最終案を取りまとめていきたいと考えておりますので、お配りの資料のとおり、パブリックコメントを実施することにいたしました。意見募集期間については、本日(11月1日)から12月7日までの約1ヶ月間で、郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、ご意見の提出をお願いしたいと考えております。よりよい最終案とするため、県民の皆さまのより多くのご意見をお待ちし申し上げます。なお、詳細につきましては、本日から三重県議会のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

次に2つ目ですが、「みえ県議会出前講座」について、でございます。この事業は、9月から募集を始めたところでして、申し込みはこれまでに4校あったところでございます。今回初めて、その中で条件等を精査いたしまして、1校をとりあえず開催することに決まりましたので、本日発表させていただくところでございます。この事業の目的は、学校の児童・生徒・学生を対象として、県議会議員が直接学校へ訪問して、県議会のことを授業の中で講義してることによって、地方自治に対する親近感を持ってもらい、将来の住民自治を担う県民としての意識を育ててもらいたいと考えているところでございます。今回は、11月22日に紀北中学校へ、県議会からは真弓俊郎議員、水谷隆議員のお二人がお邪魔をいたしまして、「県議会の役割」について、3年生91名に講義を行うこととしております。初めての取り組みでございまして、応募状況につ

いては、このようなものかなと思いますが、今後、さまざまな広報手段によって事業の周知に努めるとともに、お申し込みいただいた学校からの口コミによって、さらにお申し込みがいただけるよう、誠心誠意、対応してまいります。未決定校につきましては、決定後、学校側の了解を得られれば公表したいと思っております。発表は以上でございます。なにかご質問があれば、この件についてまずお願いしたいと思います。

2 質疑応答

(質問) 出前講座はいつ募集されたのでしょうか。

(議長) 9月に募集いたしました。

(質問) 全部で今4校申し込みがあって、残る3校というのは、全部中学校と考えていいですか。

(議長) 中学校が2校と、高等学校、あるいは外国人学校もございます。そのうち1校の紀伊長島町の紀北中学校の条件が整ったので、お伺いするという事です。日程とかの面の調整が難しいです。

(質問) 会期の見直しについてのパブリックコメントですけど、県民の方からいただいたコメントは、集約した形でいつ頃議会なりに示されるのでしょうか。

(議長) 来月の7日締め切りということですから、それ以後に公表させていただきます。その意見を十分にわれわれもよく分析して、可能な限り取り入れていきたいと思っております。

(質問) 会期見直しの関係条例は、12月議会で制定する方向でしたか。

(議長) はい、そのつもりでおります。そういう点からいくと、ちょっとあわただしい感じもしますが、日程がなかなかありませんので。

(質問) 先日10月30日に、赤福の関係ですけども、全員協議会で、県から赤福の問題について聴き取りを行ったわけですが、これまでの県の対応ですとか、今後の再発防止策などについて、どのようにお考えかということをお伺いしたいのと、議員の中から「現地調査を行うべきだ」とか「改めてこのような

機会を設けるべきだ」という意見があったかと思いますが、それについて何かお考えはありますか。

(議長) この一連の問題は、誠に遺憾な話でございます、また残念なことでございます。三重県は観光立県であり、全国からたくさんのお客さんをお招きしているという状況の中で、本当に県政の根幹を揺るがす重大な事態ではないかと、私は考えております。年間3千万、4千万になんなんとするような観光客がお見えになって、その何割かがこうした商品を買って帰られるわけですから、こういう問題が、昨年から2回にわたって通報があったにもかかわらず、県が十分な調査ができていないということは、今後、大いなる反省点にしてもらわなければならないと考えています。この間の全員協議会でも申し上げましたように、今後の推移を見ながら、また全員協議会を開くなりやっていきたいと思っておりますけれども、議会が現地調査をするというようなことは、私は、今の段階では現場に混乱を及ぼすということの方が大きいのではないかと考えておりました、やはり、真相の究明というものを急いで、県民や全国のファンの皆さまに安心していただくことが先決ではないのかと考えております。昨日電話でございましたが、「太閤出世餅」の問題もまた出てきたということをお伺いして、その時にJASの関係を調査しています農水商工部に対しては、一度、関連しているというか同業種の所を、全部調査するのはたいへんだと思いますので、だいたい県内に500社あるそうですから、これはたいへんですけれど、抽出して、一斉調査をするなどの必要があるのではないかと私は思います。安閑と手をこまねている事態ではないと思っております。

(質問) この問題を受けて、県の方で10月22日に危機対策本部を作ったわけですが、これについてはどのように評価なりされておりますか。

(議長) BSEの時にもこういう対策本部ができたという記憶がありますけれども、終わっていけば、そのまま対策本部も解散してしまうということで、私はやはり、こういう食べ物というような問題につきましても、常設的な機関を設けておく必要もあるのではないかと考えております。また、知事がよく「権限」の問題を言います。「県には権限がない」と。権限がないから、保健所が当事者の所へ出かけて行って、ただ、向こうの言い分だけ聞いて返ってくるということでは、何ら解決にならないと思っております。ですから、もう少し、権限がないなりに、いろんな手だてがあるのではないかとということについて、議会としてももう少し質していく必要があると思っております。それと、国の縦割り行政によって、本当のことが県民になかなか伝わってこないということも残念だと思

ますし、地方分権が叫ばれている中で、もっと地方がこうした問題に直接関わられるような、JAS問題は特にそういうことが言えると思いますが、そういう制度作りのために、議会としても今後国に意見書を提出したり、そういう手段によって改善を求めていきたいと考えております。

(質問)10月30日の全員協議会を議長が仕切られましたが、知事、執行部、健康福祉部長等の答弁内容をお聞きになって、率直な感想はございますか。

(議長)先ほどちょっと申し上げたように、受け止め方が少し安易ではないかなという感じを、答弁の中からは受け止めました。対策本部を作ったとか、いろいろ対応の跡は見えるわけですけど、その対策本部等がどのような機能をしているのか、なかなか不明確でありますし、もっとこの問題は重大なものを秘めている、将来の三重県にとって非常に危惧すべき事態だと思っています。

(質問)執行部側の答弁が不十分だったという印象をお持ちになったということですか。

(議長)そういう議員の方もいらっしゃいましたし、あの場を1時間ほどの時間を取ったわけですが、それでもなかなか十分でなかったという反省がございます。後でご質問あると思うのですが、やはり会期の問題がございまして、なかなか日程を取ることが非常に難しい状況でありまして、私どもは29日と最初考えておりましたが、知事の都合等で30日になるとかということがあって、なかなか十分な日程が取れない。また全員の皆さんに集まっていたかなければ意味のないことでもありますので、非常に苦慮しているところでございます。

(質問)会期が増えると、こういった問題が発生した場合に、議会としての対応はもっと素早くできるというふうにお考えですか。

(議長)そう思います。災害等含めまして突発的な事態が生じた場合、本会議の開催をすることもできますし、さまざまな対応がとれるわけでありまして、そういう意味でも、会期の2回開催ということは有効な手段ではないかと思っております。

(質問)会期見直しですけど、明日(11月2日)知事と話し合いの場を持たれますが、当局から事前通告なりあると思いますが、議長としてどんな形で望まれるか、今お考えのことをお聞かせください。

(議長) いろんなご意見が出てくると思いますが、事前通告の問題もいっぺんにはなかなかフリーハンドではいけないと思いますけれど、三重県議会では全員参加の予算決算常任委員会での総括質疑におきましては、いわゆる通告無しで今やっているわけでございます。少しずつそういうことに両方が慣れていくということが大事だと思いますから、いっぺんに変化させるということは考えものだと思いますけれど、そういう方向でやっていくべきだろうと私は思っております。例えば、慶應大学の片山教授が、北海道の議会を称して「まるで学芸会だ」というような批判をされておりますけれども、そういうことにならないように、われわれも心していく必要があると思っております。仮に 水が流れるように きれいなことばかりでいかなくても、やはり真実を伝え、あるいはまた、真実に応えていくという姿勢が県民に伝われば、少々ごたごたしても、私はいいのではないかと思いますし、そういうことも1つのトレーニングとして、今後続けることによって変わっていくと思っておりますし、しかし、いきなり今の状況を一気に変えようという気持ちはございません。

(質問) 明日の知事との話し合いというのは、そういうガチンコ勝負になるのですか。

(議長) そうですね。知事というより副知事名でわれわれの今回の会期見直しについて、いろいろな申し入れが来ております。それを中心に明日は私どもの考え方を述べていくということになるだろうかと思っております。その中には、いろいろ中間案の中にも明記している部分も若干あるとは思いますが、お互いが確認し合う意味で、明日たいへん大事な会議だと思っております。

(質問) 執行部の申し入れ、主張が書かれているものの中では、やはり4回がいいであるとか、職員の負担が増すだろうとか、そういったことがまだ書き連ねられているわけですか。

(議長) そうですね、執行部に負担がかかるということの意味合いは、私は具体的に十二分に理解できておりませんし、本来二元代表制の下で議会と執行機関が県民のために議論を交わす、そういうために時間が割かれるとしたら、それは別に無駄な話ではなくて妥当な話だろうと私は思いますし、もう一つ指摘のあります「経費が増高するのではないか」とこういう問題がありますけれども、これにつきましてもまた明日報告があろうかと思っておりますが、一定の改善を、現状を変えて、そしてそういうご心配にはあたらなないように対応をしていくつ

もりでございます。これはもう各会派とも合意がなされているところでございます。

(質問)副知事名の申し入れというのは、やはり執行部側は現行のまま4回でやっていただきたいという意味合いがあるのか。

(議長)そういうことではありませんが、例えば年間スケジュールの調整とか、これは当然のことだと思います。また執行部への質問、これはいわゆる代表質問、一般質問日の設定などを、現状を基本とされたい、とあるのですが、これは一年間の年間スケジュールがテレビ等すべて決まっておりますので、これを崩すわけにはまいりませんから、これを基本として、あとどう肉付けするかとこういう状況になろうかと思っておりますし、発言通告は必要だというお考えもありますね。それから、休会日の取り扱いとか、これも議会開会中の休会日の取り扱いについては閉会中と同様に扱うこととされたい、とか、当然のことだと思いますけれども。あるいは簡素効率化は本会議等への、あるいは委員会等への提出資料の簡素化、あるいは出席についての最小限の出席者に見直してほしいということですね、だから、それは議会が議論の歯車が合わないような、「人がいなくて答えられない」とかですね、「資料がなくて分からない」では、これはいったい何のための委員会であり議会なのかかわからないと、私は個人的に思っておりますが、明日これについても座長(会期に関する検討プロジェクトチーム萩野座長)の方から、われわれの考えを申し上げますので、お願いします。その他経費の問題も先ほど申し上げたとおりでございます。あと最後に、常設の執行部と議会の協議機関を設定してほしいというご要望があったようでございます。われわれとしては、必要なものはいつでも協議に応じるつもりでございますし、常設でなくても十二分にこの問題は解決できると思っておりますし、常設にするということは何となく非公開で行われるようなことが多くなりそうな感じもしないわけではないですので、われわれとしてはせっかく情報公開ということを議会の第一の目標に掲げてきただけに、県民から見ても、「また裏の話があるのかな」みたいなことを思われることは心外でありますし、季下に冠を正さずという感じでいきたいなと、私個人は思っています。

今日はこの問題について、明日出てこないような話で少し説明をさせていただきたいなと思っております。それは改革をしてどんな利点があるのだということは、率直な疑問だと私は思うのですが、一つには、招集手続きを経ずに議長の判断で随時に本会議が開けることから、先ほどもありましたが赤福の問題、こういう問題についても機動的、弾力的な議会運営が可能となってまいります。二つ目には、審議時間を十分に確保できるということから、一般質問だけでは

なしに、今までは一般質問、上程議案、すべて一括して質問していたわけですが、これを分けて、上程議案、一般質問に分けて質疑の時間を設けることができます。その中では、委員会の開催回数を多くすることや、議員間討議を増やす、あるいは政策提案をすることができるようになりますし、また委員会に利害関係人とか学識経験者から意見を聴取する参考人制度の活用が容易になってまいります。このことは、ご案内のとおり、前の議会におきましても、請願者の意見を聴いたり、あるいは市長、町長をお招きして地域政策についてもご意見をお伺いした例がありますが、やはりなかなかタイトで、時間的にはたいへん苦勞を事務局もしていただいたようでございます。それから3つ目には議案、請願の提出、受理、また委員会付託を行える期間が長くなることから、従来の4回の定例会を待たずに、議案を提出することができるようになったり、あるいは請負契約の締結議案などの早期議決が可能となって、従来よりも公共事業の着工を早めることが可能になります。今まで、ややもすると、契約は済んでいるけれども、議会の議決がないから着工できないというようなことがたくさんあったわけでございますので、こういう問題も解決できると思っております。また、請願の審査機会が増えることから、請願の委員会付託を適宜行うことができますし、時宜にかなった採択が可能になってくるのではないかと考えております。こういうことが利点だと思えます。難点といえばやはり経費の増嵩、このことをやはり、いくらいいことをやっても、またお金ばかりかけているというような状況にはならないように、われわれは最善の努力をしていきたいと考えているところでございます。

(質問) 最善の努力とは具体的には費用弁償等の問題ということですか。

(議長) そうですね。そういうものも含めてですね。

(以 上)

11:05 終了